

議案第40号

小浜市印鑑条例の一部改正について

小浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月23日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市印鑑条例の一部を改正する条例

小浜市印鑑条例（昭和46年小浜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号および第4項中「運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、個人番号カードその他」を削る。

第11条第2項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）もしくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に改め、「または」の次に「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

旧遠敷小学校旧校舎・体育館解体工事請負契約の締結について

次のとおり、旧遠敷小学校旧校舎・体育館の解体工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 旧遠敷小学校旧校舎・体育館解体工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による事業者との契約
- 3 契約金額 金159,965,300円
- 4 契約の相手方 (株)和晃建装・(株)岡組旧遠敷小学校旧校舎・体育館
解体工事特定建設工事共同企業体
代表者 福井県小浜市遠敷第89号21番地
株式会社和晃建装
代表取締役 中井 智廉

令和8年6月23日 提出

小浜市長 杉本 和 範

議案第42号

小浜市文化会館耐震改修工事請負契約の締結について

次のとおり、小浜市文化会館の耐震改修工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 文化会館耐震改修工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による事業者との契約
- 3 契約金額 金494,532,500円
- 4 契約の相手方 (株)和晃建装・杉谷建設(有)
文化会館耐震改修工事特定建設工事共同企業体
代表者 福井県小浜市遠敷第89号21番地
株式会社和晃建装
代表取締役 中井 智廉

令和8年6月23日 提出

小浜市長 杉本 和 範